

## 一般財団法人南アルプスみらい財団個人情報取扱規程

### (目的)

第1条 この規程は、一般財団法人南アルプスみらい財団（以下「財団」という。）定款第46条及び財団就業規則第8条（個人情報保護）の規定にもとづき、財団が保有する個人情報の適正な取扱いの確保に関する基本的事項を定めることにより、財団事業の適正で円滑な運営を図りつつ個人の権利利益を保護することを目的とする。

### (定義)

第2条 この規程において「個人情報」とは、生存する個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により、特定の個人を識別することができるものをいう。

### (基本理念)

第3条 個人情報は、個人の人権尊重の理念の下に慎重かつ適正に取扱われなければならない。

### (利用目的の特定)

第4条 財団及びその職員は、財団事業の遂行のために必要な場合で、かつ、その利用目的のためにのみ、個人情報を保有、利用することができる。

2 財団及びその職員又は職員であった者が、前項の目的以外に個人情報を利用し、あるいは外部に提供しないものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りではない。

(1) 法令に定めがあるとき。

(2) 本人の同意があるとき。

(3) 人の生命、身体又は財産の保護のために緊急に必要があるとき。

### (適正な収集)

第5条 個人情報は、前条に定める利用目的の範囲内において適法かつ適正な方法により取得しなければならない。

### (個人情報管理者等の設置)

第6条 財団に個人情報管理者（以下「管理者」という。）を置き事務局長をもってあてる。

2 管理者はその業務の一部を補助させるため、施設に個人情報管理補助者（以下「補助者」という。）を置くことができる。

### (管理者等の責務)

第7条 管理者は、個人情報の漏えい、滅失又はき損の防止その他個人情報の安全管理のために必要な措置を講じるとともに、職員等に対し個人情報の安全管理が図られるよう必要な監督及び教育を行わなければならない。

2 管理者は、財団業務の一部を受けて処理する委託業者に対して、個人情報が適切に取扱われるよう必要な契約締結及び監督を行わなければならない。

3 補助者は、管理者の指示に基づきその業務を補助する。

(苦情の処理)

第8条 管理者は、本人等から個人情報の取扱いに関する苦情等があったときは、適切かつ迅速に処理するよう努めなければならない。

附 則

この規程は、令和4年7月22日から施行する。